

いきいき茨城ゆめ国体笠間市弁当調達業務実施要領

1 目的

この要領は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市弁当調達要項に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における弁当調達業務の実施に関して、必要な事項を定める。

2 業務の実施

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等と十分な調整を行い、大会参加者等に提供する弁当調達業務を実施する。

3 弁当の種類、取扱期間及び料金

(1) 種類及び取扱期間

ア 幹旋弁当は、大会に参加する選手・監督、視察員及び報道員等のうち弁当の幹旋希望者に有償で提供するものとする。取扱期間は、原則として、公式練習日を含む競技開催期間とする。

イ 支給弁当は、競技会役員、競技役員、競技会係員、競技補助員及び競技会補助員等に無償で提供するものとする。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

(2) 料金

ア 幹旋弁当は税別900円（紙パック200mlのお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋を含む。）とする。

イ 支給弁当は税別700円（紙パック200mlのお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋を含む。）とする。

4 弁当の調達

(1) 実行委員会は、指定弁当調製施設からの弁当を調達する。

(2) 実行委員会は、指定弁当調製施設からの調達が困難である場合は、県実行委員会又はその他市町村実行委員会が指定等を行った弁当調製施設から弁当を調達することができる。

5 弁当の申込方法及び発注方法

(1) 幹旋弁当

幹旋希望者は、原則として、実行委員会が別に定める申込方法により事前に申し込むこととする。

(2) 支給弁当

支給弁当は、実行委員会が必要数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

6 弁当の調製

弁当調製施設は、次の事項を弁当の容器等に表示する。

弁当の表示	名称
	原材料名（アレルギー物質，食品添加物）
	内容量
	消費期限（年月日及び時刻）
	保存方法
	製造者・製造所所在地

7 弁当引換所の運営

- (1) 競技会場に弁当引換所を設置し、競技会係員等が弁当の引換業務にあたる。
- (2) 実行委員会は、弁当引換所の設置及び弁当引換業務については、保健所等の指導を受けるなど、衛生上の安全確保に充分配慮する。
- (3) 弁当の引換えについて、斡旋弁当は実行委員会が発行する引換券に記載された個数を引渡す。支給弁当は引換券又は支給者リストをチェックしたうえで1人につき1個引渡すものとする。
- (4) 引換時間は、原則午前11時から午後1時30分とする。
- (5) 引換時間を過ぎた弁当の引換えは行わない。なお、弁当代金の払い戻しは行わない。

8 弁当代金の精算

- (1) 弁当調製施設は、納品書及び請求書により実行委員会に弁当代金を請求する。
- (2) 実行委員会は、弁当調製施設から弁当代金の請求を受けたときは、速やかに支払う。

9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要領を準用する。